

# 宗教法判例のうごき〔平成20年・私法〕

松波 克英（文献委員・弁護士）

## 1 概要

私法関係の主な裁判例としては、宗教団体による違法行為が問題になった事例、社寺領土地令による神社の土地の時効取得が問題になった事例、離婚の国際裁判管轄をめぐる事例が挙げられる。

## 2 宗教団体の勧誘行為の違法性が問題になった判例

これらの裁判例では概ね宗教活動の自由を尊重しつつ、社会的相当性を逸脱する勧誘行為を違法と判断し、宗教団体については民法715条の使用者責任を認めるという従来 of 判断を踏襲している。

- (1) 世界基督教統一神霊協会（統一協会）による違法献金が問題となった事例  
東京地裁平成20年1月15日判決（判例タイムズ1281号223頁）・東京高裁平成20年9月10日判決（判例集未登載）

原告（昭和24年生・女性）は、統一協会の信者であるAらの行った違法な勧誘行為により多額の献金をさせられたとして、勧誘を行った被告Aに対して民法709条、被告統一協会に対して民法715条により総額3541万円余を請求した事案である。

これに対し、被告兩名は、原告とは本訴提起前に和解が成立し、不起訴の合意がなされているとして、訴えの却下を求めるとともに、仮に不起訴合意が認められないとしても、勧誘行為等に違法性はないとして、原告の請求を争った。

地裁判決は、訴訟提起前に被告Aとの間で損害賠償の支払とともに不起訴の合意をしていたとしてAに対する訴えを却下したものの、その合意は被告統一教会との間では成立していないとした上で、個別の勧誘行為の違法性を判断し、被告統一教会に使用者責任に基づき2610万円の賠償責任を認めた。

本件において問題になった争点ごとの判断は以下のとおりである。

#### ア 被告Aとの不起訴合意の成否

原告と被告Aとの間で交わされた合意書の内容は、損害額を2700万円と定めて分割支払するものとして、原告の被告Aに対するその余の請求を放棄し、民事訴訟の提起等をしないというものである。

判決は、合意書作成の際の状況（録音テープなどによる）、当初被告Aが原告に対して提示した額が2500万円であったのに原告が増額を求めた結果2700万円となったこと、弁護士から請求のあった金額の7割弱の金額を支払うことを約するもので、一方的に原告に不利なものとはいえないこと、などを根拠に、欺罔・強迫や公序良俗違反はないとした。

そして判決は、被告Aが原告に対して弁護士を外して直接和解するよう働きかけたことにつき、「紛争の一方当事者が弁護士に当該紛争の解決を委任した後、反対当事者がそのことを知りながら直接相手方当事者と交渉して和解をすることなどは、決して望ましいことではない」としながらも、「法律等によって特に制限がない以上、弁護士に委任した後であっても、本人がその相手方と直接交渉すること自体は、弁護士と本人との間の信頼関係上の問題はともかく、直ちに違法であるということとはできない。」とし、「しかも、その結果成立した合意の内容が社会通念に照らして著しく不利益であったり、不合理なものでない限り、公序良俗に反するものであるとはいえない。」として、被告Aに対する本件訴えは、訴訟要件を欠く不適法なものとして却下された。

#### イ 被告統一協会との不起訴合意の成否

これに対して、合意書作成に被告統一教会の関係者（被告Aの上司）が立ち会っていても、同人が被告統一協会を当然に代理する地位や権限を有するものでないこと、被告統一協会がその和解に基づく履行について費用を負担

していないこと、被告統一協会をも実質的な当事者として本件和解が成立したものとすべき特段の事情もないことから、本件合意は、原告と被告統一協会との間では成立していないと判断した。

ウ 本件勧誘行為等の違法性について

判決は、一般論を以下のように述べる。

「特定の宗教を信じる者が、その宗教の教義を広め、その宗教活動を維持するため、信者等に対して、その集会に参加するよう勧誘したり、任意に寄付や献金をするよう求めたり、宗教活動の一環として一定の物品等を販売したりすることも、その方法、態様及び金額等が社会的に相当な範囲内のものにとどまる限りは、社会通念上、違法なものではないというべきである。しかしながら、上記のような行為が、その行為者をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、社会一般的にその行為者の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたものである場合や、行為者の社会的地位や資産状況等に照らして不相当な多額の金員を支出させるなど、社会的に考えて一般的に相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合などには、そのような勧誘行為や物品販売行為等は、反社会的なものと評価され、公序良俗に反するものとして、違法なものになるといわざるを得ない。」

そして、「原告は、本件問題が発生する以前から被告統一協会に対する信仰心を有しており、被告統一協会の信者等によってなされた教義の説明や相談等によって発生し増幅した不安や畏怖が継続している状態にあったものと認められる」ことを根拠に、「そのような特殊な前提がある本件については、原告に対してなされた本件勧誘行為等の違法性の有無についての判断は、個々の勧誘行為等ごとに判断するよりもむしろ、一連の経緯をふまえて一体のものとして判断するのが相当である。」としている。

その一方で判決では、「原告が本件以前にも被告統一協会から大理石の壺などを購入して信仰の拠り所としていた時期があること」を指摘し、「原告は、家族の反対によって、いったんは被告統一協会との関係を断ち切ろうとしたものの、その個人的な不安が解消されないまま悩み続け、結局は被告統

一協会の関係者に悩みを相談することによって一時的に精神的な安定を得ていたという一連の経緯があることも事実である。そして、原告に生じているこのような現実を直視するならば、原告の周囲の者が原告の財産保護の側面を重視し過ぎて、原告の被告統一協会に対する信仰心を嫌悪し、その一切の関係を否定しようとするのは、かえって原告の宗教の自由に対する不当な干渉となる可能性もないわけではない。その許容範囲との調和をどのように考えるべきかは困難な問題であるが、原告の信仰の自由が不当に侵害されることがないように諸般の事情を考慮する必要があるのであって、社会通念に照らし一般的に相当と考えられている他の宗教団体等における宗教活動等の際にも伴うことのある範囲内の支出等についてまで公序良俗や社会規範に反するものとして否定するのは相当ではないと考えられるから、本件において原告が被告統一協会に対して支出する原因となった本件勧誘行為等のうち、他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的に伴うことのある範囲内の支出等を勧誘したものについては、特に社会正義に反するような特段の事情がない限り、違法性はないというべきである。」としている。

以上の判断基準をもとに、判決では、金額や内容に応じて以下のような判断をした。

(ア) 高額購入品や献金について

夫の遺産以外にめぼしい財産もない未亡人で、つつましく暮らしていたことは、統一協会関係者も十分に承知していたから、そのような原告に対して、財産全部をむしり取るような形で高額の物品等（五輪塔126万円、天運石2個320万円、聖本3000万円）を購入させたり、献金（85万円、280万円）を求めることは、社会的に一般的相当性の範囲を超え違法であるとした。

(イ) 高額の貸付金が献金に切り替えられたもの

何度か貸付が行われ一部の分割返済がなされたところで残債権分（95万円）につき献金の形で請求を放棄させるつもりであったと判断した。

(ウ) 高麗人参茶について

高麗人参濃縮茶99万8000円については、既に多額の物品を購入済みで

財産も少なくなった原告に対して、不要不急の高額商品の購入を勧めることは、社会的に相当な行為ではないとした。

(イ) 少額のもの

これに対して、1万円前後の入会金、入場料、10万円前後の祈願料については、他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的に伴うことのある範囲内の支出で、社会的相当な範囲内にあるから、違法性はないとされた。

エ 被告統一協会の法的責任について

判決は民法715条の責任を認め以下のように判断する。

「本件において違法性が認められる各勧誘行為等は（中略）被告統一協会の信者によって組織的になされたものであるところ、被告統一協会は、定期的に信者の日常的な活動等について報告を受け、その活動状況等を把握していたばかりではなく、いわゆる教会や信徒会や婦人部などの組織を通じて、その献金目標額の達成等を含め、協会に関する信者の活動等について影響を及ぼすことができる立場にあったものと認めることができる。そのような実態を総合的に勘案するならば、本件で問題となっているような各信者による物品販売行為や献金勧誘行為等は、被告統一協会の資金集めとしての側面が大きく、直接、間接にかかわらず、被告統一協会の指示、指導の下に行われていたものであることは明らかといわなければならない。このような行為実態に照らすならば、被告統一協会は、信者による協会関連の物品の販売や献金の勧誘について、社会的に相当な範囲を超えることがないように十分に指導し、仮にも信者によって違法な行為がなされないよう指揮、監督することが必要であったといえることができる。」

「そして、本件勧誘行為等のうち違法とされた（中略）原告の支出は、その外観上、いずれも被告統一協会の宗教的活動の一環としてなされたものと認めることができるから、被告統一協会の事業の執行につきなされたものと解するのが相当である。したがって、被告統一協会は、原告との関係で違法と判断された前記の各勧誘行為等につき、使用者としての不法行為責任を負う」

## オ 慰謝料について

本件勧誘行為等は、もともと原告が抱えていた不安やおそれなどにつけ込んでなされたもので、原告に対して一定の精神的苦痛を与えたことは認めつつ、その反面において、原告は、本件以前にも被告統一協会の教えにのめり込み、多額の支出をして家族の反対を受け、いったんは被告統一協会との関係を清算しているにもかかわらず、被告統一協会に対する信仰の気持ちを捨て切れず、自ら再び被告統一協会と関わりを持つようになり、被告統一協会の関連施設に赴くなどして関係を深めていったのであって、そのような本件における一連の経緯をも含めて総合的に勘案するならば、本件においては、被告Aらの違法な勧誘行為等によって原告が支出させられた金員全額について被告統一協会に返還を命じれば、原告自身に対しては十分な救済になっているものと考えられるから、財産的な損害の回復に加えて精神的な苦痛に対する慰謝料の支払を命じる必要はないとした。

本件は、統一協会信者による献金・商品購入勧誘行為の違法性、同協会の使用者責任の有無が主たる争点となった事案であり、過去多数の裁判例が出されている。前号でも紹介したとおり、これら同種裁判例では、同協会自体の不法行為責任（民法709条）が認められたものもあるが（奈良地判平9・4・16判時1648号108頁）、当該勧誘行為が社会的相当性を逸脱し違法と評価されるときには、同協会において使用者責任を負うとするものが一般的であり（福岡地判平6・5・27判タ880号247頁、東京高判平10・9・22判時1704号77頁、大阪高判平11・6・29判タ1029号250頁〔前掲奈良地判平9・4・16の控訴審判決〕、福岡地判平11・12・16判時1717号128頁、京都地判平14・10・25判タ1126号186頁、東京地判平19・5・29判タ1261号215頁、東京高判平19・7・12〔判例集未登載、原審東京地判平18・10・3判タ1259号271頁〕）、本件も同様の立場に立つ。

また、献金・商品代金相当額の賠償に加えて精神的苦痛に対する慰謝料請求を認めるか否かについては、前記同種裁判例には積極的に解するものが多数あるが、本件を含め消極に解するもの（東京地判平9・10・24判時1638号107頁

〔前掲東京高判平10・9・22の原審判決〕もある。

本件では、以前からの不安、畏怖の継続を根拠に、一連の行為を一体のものとして違法性を判断している。その点で、新しい判断手法をとったものとして注目される。しかし、他方で、社会的相当性の評価で従来判例が採用してきた目的、手段、結果の3つの要素のうち、目的を除いて手段、結果のみに着目して判断している。そのためか、一連の行為を一体として判断しながらも、一定の目的にもとづく一連の勧誘行為全体を違法と認定した裁判例の立場と異なり、被害内容のうち、金額が低く入場料、祈願料など対価性のあるものについての違法性が否定されている点に特色がある。

なお、東京高裁は地裁判決の内容をほぼ維持している。

## (2) 神慈秀明会による違法な献金勧誘が問題になった事例

大阪高等裁判所平成20年7月8日判決（判例集未登載、原審・京都地裁平成19年12月25日判決（判例集未登載））

前号で紹介した京都地裁判決の控訴審である。

本件は、神慈秀明会の元信者の親子（原告）が神慈秀明会を被告として損害賠償を求めた事件について、第1審の京都地裁判決は660万円の支払いを命じ、双方が控訴していたが、大阪高裁は地裁判決を支持して双方の控訴を棄却した事案である。

原告親子は、娘が昭和56年、母が平成3年に入信し、平成元年から平成9年に2人は少なくとも約1480万円を献金した。娘は昭和58年から信販会社や消費者金融から借入を重ね平成元年から平成5年までの間には継続的に数百万年の借金があった。

地裁判決は、経済的に余裕がないことを知りながら、借金して多額の献金をするよう強く勧めるのは経済的破綻をもたらす危険性の高い行為であるとし、幹部信者が献金しなければ地獄にいる先祖が救われないなどと強く勧誘しており、一部の献金は元信者の自由な意思に基づいたものとは言えず違法であると判断したが、高裁判決も、これをそのまま支持して、不法行為の成立を認めている。

その上で、神慈秀明会側の主張について主に以下の判断を付加している。

ア 信者と原告の間の念書の効力が神慈秀明会に及ぶか

勧誘を行った信者（被告C）が原告との間で150万円を返還する旨の念書を作成していることから、神慈秀明会の責任も150万円に限定されるとの主張に対して、判決は被告Cの違法な献金勧誘行為により不法行為が成立する場合、その行為を行った被告Cとその使用者として民法715条の責任を負う被告神慈秀明会は、原告Aに対し、不真正連帯債務を負う関係にあるところ、その不真正連帯債務の性質上、原告Aが被告Cとの間において、合意により、被告Cが負うべき損害賠償額を150万円の範囲に限定する旨約したとしても、それは、相対的効果を生じるにすぎないというべきであって、原告Aと被告神慈秀明会との関係にまで影響を及ぼすものではないと判断した。

この点については、(1)の統一教会に関する判決の判断と共通する面がある。

イ 消滅時効の成否

前記念書の作成の段階で消滅時効（3年）が進行しているため時効が成立するとの主張に対して、これを否定した地裁判決の結論を支持しつつ、以下のとおりさらに詳細な判断を示している。

判決は、「民法724条前段の3年の消滅時効の期間は、『被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時』から進行するところ、『損害及び加害者を知った時』とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度においてこれらを知った時を意味するものと解するのが相当で『被害者が損害を知った時』とは、被害者が損害の発生を現実認識した時をいうと解するのが相当である（最高裁判所昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27卷10号1374頁、同平成14年1月29日第三小法廷判決・民集56卷1号218頁参照）。」との一般論を述べる。

続いて判決は、「本件は、元信者が、自己の所属していた宗教団体等に対し、宗教団体の信者に対する献金等の勧誘行為の違法を理由として損害賠償請求をした事案であるところ、献金行為は、当該宗教団体の教義やその団体の活動と一面において密接な関係を有し、他面、信者にとっては、それ自



体、自らの一つの宗教的活動としての性格を有するともいえるので、信者が多額の献金をしたからといって、その勧誘行為が直ちに違法であるといえないことは当然である。この点、宗教団体側の献金の勧誘行為が違法であるか否かは、宗教団体側の献金勧誘のための言動の内容、態様、宗教団体の献金勧誘の活動一般の状況、資金需要の必要性、その程度、信者の知識、能力、信者の置かれた心理的・心情的状況、信者の献金当時の資金的余裕の有無等の経済的状況、信者の献金に当たっての自発的意思の有無、程度、献金の頻度、その額の多寡、献金額、その他事情を総合考慮して、当該勧誘行為が社会的な相当性を逸脱しているか否かにより具体的に決すべきであって、これは法律的な価値判断を必要とする非常に困難な事実認定上の問題であるといえることができる。」との判断基準を提示する。

その上で、本件において、特段の法律知識もない一般人である原告Aが、個人として、自らのした献金に関する宗教団体側の勧誘行為に関し、その勧誘行為が不法行為を構成し、その結果として、献金額相当の損害が発生したことを知ったというにはよくよく慎重な判断を要するというべきであるとして、原告Aは、平成10年3月7日、被告Cに150万円を支払う旨の念書を作成させているが、この段階では、献金の勧誘行為が不法行為を構成するとの認識があったとは言えないから、「賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度において損害を知ったとはいえない」とする。そして、平成13年12月に、献金の回収につき弁護士に相談したことにより、当然に、献金の勧誘行為が不法行為を構成することを聞知した時点を「損害を知った時」とする。

この時効についての判断は、射程範囲に議論の余地もあり、今後の事案解決において参考になるものと考えられる。

### (3) 高島易断による違法な金銭要求が問題になった事例

大阪高裁平成20年6月5日判決（判例集未登載、原審・神戸地裁洲本支部  
平成19年12月25日判決（判例集未登載）

前号で紹介した神戸地裁洲本支部判決の控訴審である。

事案は、高島易断霊心総本部の名称を用いて鑑定会などを行っていた控訴人(被告)に悩みを相談したところ、超自然的な能力の話をされ、害悪を告知されて不安を煽られ、多額の出捐(400万円)をさせられたとする被控訴人(原告・大正15年生・女性)が、控訴人に対し、不法行為にもとづき損害賠償請求をし、地裁判決は被告の責任を認めていたが、高裁でもこの判断を尊重した。

ここに示された主な理由は以下のとおりである。

ア 高裁判決も、地裁判決と同様に、以下のとおりの一般論を示す。

「易断による鑑定料の支払又は祈祷その他の宗教的行為に付随して祈祷料の支払を求める行為は、その性格上、易断や祈祷の内容に合理性がないとか、成果が見られないなどの理由によって、直ちに違法となるものではない。しかしながら、それに伴う金銭要求が、相手方の窮迫、困惑等に乗じ、殊更にその不安、恐怖心を煽ったり、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせるなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で、過大な金員が支払われたような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為として、不法行為が成立するというべきである。」

その上で、本件について検討し、「本件鑑定一の際の控訴人の言動は、親族や健康上の多くの悩みを抱えて相談に訪れた被控訴人に対し、今年中に死ぬとか、水子が被控訴人の足にすがって泣いているとか、子どもが未亡人になるかもしれないなど、被控訴人にとって不吉な事実を次々と告げ、殊更に被控訴人の不安を煽った上で、控訴人が水子供養をすれば被控訴人やその子らに生じる害悪を取り除くことができるかのように装って被控訴人をしてその旨信じさせ、正常な判断が妨げられた状態で、鑑定料もしくは祈祷科名下に著しく高額の金員を支払わせたものであり、社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものといわざるを得ない。」「本件鑑定二における控訴人の言動についても、具体的な害悪の告知こそされていないものの、本件鑑定一の影響下から脱し切れていない被控訴人の控訴人を信じたいという心情につけ込み、200万円という鑑定料としては著しく高額な金員を支払わせたものであって、これまた社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものといわざるを得ない。」

とそれぞれ判断し、「本件鑑定一、二のいずれの控訴人の言動及び金員の受領についても、被控訴人に対する不法行為が成立するというべきである。」とした。

イ これに対し、慰謝料については、以下のとおり原審と同様に否定した。

「本件における控訴人の不法行為の内容等を鑑みると、財産的被害の回復によってその損害が填補されるものと考えられる。したがって、被控訴人の慰謝料請求は理由がない。」

ウ なお、経済産業省は、平成20年3月26日、易鑑定後の祈願契約及び仏具等の販売契約を締結させていた訪問販売業者である宗教法人幸運乃光（通称名「高島易断崇鬼占相談本部」または「高島易断総本部」）に対して、特定商取引法違反により業務停止命令（3ヶ月）を出している。

### 3 寺院の土地所有権（取得時効）をめぐる判例

東京高裁平成20年12月18日判決（判例時報2031号18頁、原審・横浜地裁平成20年3月26日判決（判例集未掲載））

本件では、宗教法人である控訴人（原告）が、社寺領土地令または地租改正による官民有区分により国有地となり、無償で貸与されていた神社の境内に所在する被控訴人（国－財務省）の所有名義の土地について、時効取得を主張して所有権移転登記手続を求めた。原審は、控訴人の請求を棄却したが、高裁では、所有の意思があることを表示したものと認め、本件土地の占有の性質が他主占有から自主占有に変更となったとして、時効取得が認められた事案である。

ア 控訴人（白旗神社）は、源頼朝を祭神とし、隣接する東福寺の鎮守として1302年に創建され、昭和21年に宗教法人令に基づき神社の届出をし、昭和26年に宗教法人法が施行されたことを受けて、昭和28年10月16日に宗教法人となった。

本件土地は、古くから旧白旗神社の境内地として使用されてきた。本件土地上には、神社掲示板、鳥居の支柱、幟棹、ご神木のけやき、石碑、狛犬のうち左側の吽、狛犬背面の石垣などが存在し、他の境内地と共にそれ以外の

隣接土地とは玉垣で明確に区分されている。

控訴人の境内地を構成する土地の大半を占める本件土地及び他の境内地三筆は、いわゆる社寺領上地令（明治4年1月5日太政官布告第四号）または地租改正による官民有区分により国有地となり、旧白旗神社に無償で貸与されていた。昭和23年2月20日、旧白旗神社が、社寺に無償で貸付である国有財産の処分に関する法律に基づき、本件土地以外の境内地三筆について譲与の申請（本件譲与申請）をし、昭和25年10月4日譲与の許可（本件譲与許可）を受けて所有権を取得した。

本件土地は、公図上無番地の脱落地であり、被控訴人は財務省所管財産として把握していなかったが、外部からの照会が端緒となって本件土地の存在を認識するに至り、平成13年7月18日国土調査による成果を原因として地番が付され、所有者を財務省とする表示登記がされた。被控訴人は、平成16年12月頃財務省関東財務局の担当者が控訴人の宮司、責任役員などと面談して控訴人が本件土地を使用していることに関して初めて話し合いを行い、控訴人に対し、本件土地を買い受けることなどを求めた。

イ 原判決は、本件土地は旧国有財産法24条の無償貸付であって、その占有は民法上の使用貸借権に基づく他主占有であるから、その後の占有も他主占有であるとして時効取得を否定した。

これに対して高裁判決は、自主占有による取得時効を認め、原判決を取り消した。

ウ 判決は、判断の前提として、社寺領の無償貸付制度の沿革について以下のとおり述べる。

「社寺領については、明治4年のいわゆる社寺領上地令により境内地を除き上地の対象とされたが、右境内地の範囲は数次の令達により次第に狭められ、また、明治6年の地租改正による官民有区分に当たっては、境内地といえども、民有地の証のないものはすべて官有地に編入された。上記社寺領上地における境内地の決定が社寺等にとって少なからず酷であったこと、また、官民有区分の査定にあたり、民有の証があっても、その事実を主張せずして官有地に編入された疑いのあるものが少なくなかったことなどから、明

治32年の国有土地森林原野下戻法により、一定の場合に申請による下戻の方法が認められ、また、大正10年の旧国有財産法24条による国有境内地の無償貸付は、このような事情を考慮して、寺院等にその下戻と同様の効果を与えるものであった。当時、神社は、国政上特殊法人たる営造物法人としての地位におかれ、その境内地も、行政上公用財産として扱われていた（旧国有財産法2条2号）が、ポツダム宣言受諾に伴い昭和21年に法改正がされ、神社境内地も、寺院境内地と同様に雑種財産として無償貸付したものとみなされることとなった。この社寺等に対する無償貸付関係は、宗教団体に対する特別の利益供与を禁止する日本国憲法の下においては、これを持続することは不可能であり、社寺処分法により廃止されることとなったが、廃止に際し、社寺処分法は、上記の沿革にかんがみ、旧国有財産法に基づき社寺等に無償貸付してある境内地等のうち、社寺土地等により国有となった土地等については、それ以前に社寺等の有していた権利が民法施行後は所有権の効力を有するに至る実質を有するものであることを承認したうえ、これを元来所有者であるべき社寺等に無償で返還（譲与）することとして制定されたものである。」として、富士山山頂を浅間神社が取得したとの最高裁判決（最3小判昭和49年4月9日・集民111号537頁）を挙げる。

エ その上で判決は、以下の判断基準を提示する。

「形式的にみても、旧国有財産法24条は、個々の社寺の意思を問うことなく、一律に社寺に無償で貸し付けたものとみなしたのであって、個々の社寺と使用貸借契約を締結したのではない。そして、この無償貸付の性質についてみると、上記のとおり、社寺境内地の土地の沿革を考慮して下戻と同様の効果を与えるもので、永久に無償で使用しうるものと考えられていた（上記最高裁判決参照）というのであるから、旧国有財産法24条により無償で貸し付けられたものとみなされている境内地の占有を、民法の使用貸借契約を締結し、これに基づいて占有をしている場合と単純に同視することは相当でない。無償貸付を受けている土地の占有であるから自主占有ということではできないが、所有権を与える下戻と同様の効果を与えるため無償貸付されてきたということは、無償貸付廃止後の占有の性質を判断する際にも考慮される

べき事情というべきである。また、無償貸付当時の占有が他主占有と判断されるのは、旧国有財産法が無償で貸し付けたものとみなしているという客観的な法律関係からその占有の性質も決定されていたものであるから、無償貸付という制度自体が憲法に反する疑いがあるとして廃止された後の占有について、制度存続当時の無償貸付関係に基づく占有と同一であるとはいいがたい。したがって、旧国有財産法二四条廃止後の占有の性質を判断するに当たっては、上記のような社寺領土地の経緯、無償貸付の性質、廃止に至る沿革、廃止前後の当事者の占有の態様を考慮して判断する必要がある。」

オ この判断基準を前提に高裁判決は、以下の事情を考慮して、宗教法人として成立した昭和28年10月16日までに、旧白旗神社は本件土地の所有者である被控訴人に対し、本件土地について所有の意思があることを表示したものと認められるとした。

- ①「本件土地は、社寺領土地令または地租改正により国有地とされたものであって、旧白旗神社は旧国有財産法による無償貸付を受けていたが、この無償貸付は、実質的に下戻であり、無償で永久に利用しうるものと考えられていた」
- ②「旧白旗神社は国有地とされる以前から本件土地を境内地として利用し続けていたから、社寺処分法による譲与申請をすれば、旧白旗神社に譲与されていたと思われる」
- ③「本件土地についての無償貸付が廃止された後も、旧白旗神社は、譲与を受け所有権を取得した境内地三筆とともに境内地として一体として利用し、宗教活動を行ってきた」
- ④「宗教法人法による規則認証の申請には、本件土地も境内地として明示されている」
- ⑤「社寺処分法により無償貸付の制度自体が廃止されているのであるから、(中略) それ以後無償貸付に基づく占有は存在しなくなっている」
- ⑥「このような事情は被控訴人としては十分認識しえたはずである」

なお、判決では、「宗教法人法による規則認証の申請行為は神奈川県に対して行われたが、それは国の機関委任事務として神奈川県が主務官庁と

なっていたからで、委任された事務自体は国の事務としての性格を有し、地方公共団体の長は国の機関となるだけであるから、神奈川県知事に対する意思表示は国に対する意思表示と同視することができる」とし、この「意思表示により、控訴人による本件土地の占有の性質が他主占有から自主占有に変更（民法185条）となったものと認められる。」としている。

このようにして、本件土地についての上記取得時効を原因とする所有権移転登記を認めた。

カ 社寺領土地令に関する判例としては、最高裁大法廷昭和33年12月24日判決（民集12巻16号3352頁・憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕454頁、宗教判例百選〔第2版〕60頁）、前掲最高裁第3小法廷昭和49年4月9日判決（宗教判例百選〔第2版〕62頁）などがあり、本件の理解の参考になるとと思われる。

#### 4 統一教会の合同結婚式で韓国人男性と婚姻した日本人女性の離婚につき、国際裁判管轄、準拠法が問題となった事例

新潟家裁新発田支部平成20年7月18日判決（判例集未登載）

本件は、合同結婚式で韓国人男性と婚姻した日本人女性（原告）が、韓国に住む夫（被告）に離婚と2人の子どもの親権者の指定を求めた裁判で、原告が被告から子どもの養育費を全く受領していないことや、民事法律扶助の援助を受けたこと等を考慮し、「韓国に渡航して韓国の裁判手続を提起進行しなければならない」とすることは事実上の障害にあたるとして、日本に国際裁判管轄があると判示した事案である。

原告は、昭和63年4月、統一協会の関連団体である天地正教に勧誘され、平成3年4月に統一協会に入会して活動した。原告は、統一協会の指示で平成4年8月に行われた合同結婚式に参加して被告と知り合い、原告と被告は、平成4年12月、新潟市とソウル市にそれぞれ婚姻届を提出した。

原告は、平成5年12月以降統一協会の指示により、江陵市内で被告と同居し、長女及び長男をもうけた。なお、子供は、いずれも日本の国籍を取得する旨の意思表示をしていない。

しかし、被告は勤労意欲に乏しく、失職後も就職活動をせず、暴力を加える

ようになったため、被告と別居して帰国することを決意し、平成11年に子供とともに帰国した。被告は平成12年ころまでは電話のやり取りをしていたが、原告は、平成12年12月、被告と離婚したい旨を被告に伝えたところ、被告は「どうでもしろ」と述べただけで電話を切り、その後は原告に対して連絡を取らず、別居後から現在に至るまで生活費も負担していない。

原告は、新潟県内で会社員として勤務している外父親の援助を受け、小学校に通う子供を養育している。

以上を前提にして以下の判断がなされた。

### (1) 国際裁判管轄について

「離婚等請求訴訟につき日本の国際裁判管轄を検討するにあたっては、法律の定めがなく、国際的慣習法の成熟も十分とはいえないから、当事者間の公平や裁判の適正迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、その判断に当たっては、応訴を余儀なくされる被告の不利益に配慮すべきことはもちろんであるが、他方、原告が被告の住所地国に離婚請求訴訟を提起することにつき法律上又は事実上の障害があるかどうか及びその程度も考慮し、離婚を求める原告の権利の保護に欠けることがないよう留意しなければならない。前記認定事実によれば、①本件訴訟全体に関しては、原告の収入は月額12万円余りであり、被告からは長男及び長女の養育費は別居後は全く受領していないにもかかわらず、長男及び長女を養育しなければならないこと、原告は、本件訴訟に関し日本司法支援センターの民事法律扶助の援助を受けたこと、さらには原被告の別居は、主として被告側の態度に起因していること、を考慮すれば、原告が被告の住所地国である韓国に渡航して韓国で裁判手続を提起追行しなければならないとすることは、事実上の障害があるというべきこと、そのような障害をもたらしたのは、究極的には被告側の態度に起因すること、②親権者指定を求める部分に関しては、長男及び長女は現在日本国内に居住していること、からすれば、本件訴訟については我が国に国際裁判管轄があると解するのが当事者間の公平や裁判の迅速適正の理念に沿い、条理に合致するというべきである。」



(2) 準拠法等について

ア 離婚原因の準拠法について

判決は、「原告は、日本で出生し日本国籍を取得したが、原告は、1997年12月13日法律第5431号による改正前の大韓民国国籍法（以下「韓国旧国籍法」という）3条1号に基づき、被告と婚姻したことにより同国の国籍を取得したが、これは、日本国籍法11条1項による「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当しない。かつ、韓国旧国籍法3条は、韓国の国籍を有する夫と婚姻した同国国籍を有しない妻が婚姻の届出後6か月を経過しても自国の国籍を放棄しない場合、韓国の国籍を失う旨定めているところ、原告は日本国籍を放棄しなかったと認められる。よって、原告は、本件口頭弁論終結時においても日本国籍を有するものと解する。」「よって、原告は、日本に住居所を有する日本人であるから、法の適用に関する通則法27条ただし書により、原告と被告の離婚についての準拠法は日本民法であると解される。」とした上で、日本民法770条1項5号の離婚原因を認定した。

イ 親権者指定の準拠法及び我が国家庭裁判所の権限について

判決は、「長男及び長女は、韓国人である被告を父として韓国で出生し、かつ、いずれも日本の国籍を取得することを留保する旨の意思表示をしていないから、韓国の国籍を取得し（韓国旧国籍法2条1項1号）、かつ、出生の時にさかのぼって日本の国籍を失ったというべきである（日本国籍法12条）。

よって、長男及び長女と父である被告の本国法はいずれも韓国法であるから、長男及び長女の親子間の法律関係の準拠法は、法の適用に関する通則法32条により、韓国民法であると解される。

そして、韓国民法909条5項によれば、裁判上の離婚の場合、韓国家庭法院は、職権で、未成年の子の親権者を定める旨定めている。これは、日本民法771条が準用する766条1項と実質を同じくするものというべきであるから、我が国の家庭裁判所の判決をもって上記韓国家庭法院の決定に代えることができるものと解するべきである。」として、子供の福祉のためには、母である原告を親権者と定めることが相当であるとした。